

大雪地区広域連合職員の定年等に関する条例

平成 15 年 9 月 3 日

条例第 18 号

改正 令和 5 年 3 月 22 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7 の規定に基づき、大雪地区広域連合職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年)

第 2 条 職員の定年については、東川町職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成 15 年 9 月 3 日から施行する。
- 2 美瑛町及び東神楽町から派遣されている職員については、第 2 条の規定に関わらず、派遣元の町職員の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日条例第 5 号）

この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。